4　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を機構に提出したことがある場合はこの限りでない。

一　受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長（都の特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長とする。次条第二項第一号及び第二十七条第三項第一号において同じ。）の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

二　受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあっては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

第二十六条　法附則第二条第三項の規定により特別加算金の支給の請求を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と死亡した既支払者との身分関係

二　死亡した既支払者の氏名及び生年月日

三　死亡した既支払者の基礎年金番号又は年金手帳の記号番号

四　支給を受けようとする特別加算金の計算の基礎となる給付等の年金証書の年金コード

五　死亡した既支払者の死亡の年月日

六　請求者以外に法附則第二条第三項の規定により特別加算金の支給の請求を行うことができる者があるときは、その者と死亡した既支払者との身分関係

七　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2　前項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を機構に提出したことがある場合はこの限りでない。

一　死亡した既支払者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

二　死亡した既支払者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあっては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

第二十七条　既支払者が法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する第三条ただし書の請求（法附則第二条第二項の規定によりこれらの請求をしたものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をした後に死亡した場合において、法附則第三条第一項の規定により未支給の特別加算金の支給の請求を行おうとする者（以下この条において「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と法附則第二条第一項において読み替えて準用する法第二条ただし書の請求又は同項において読み替えて準用する法第三条ただし書の請求をした後に死亡した既支払者との身分関係

二　死亡した既支払者の氏名及び生年月日

三　死亡した既支払者の基礎年金番号又は年金手帳の記号番号

四　支給を受けようとする特別加算金の計算の基礎となる給付等の年金証書の年金コード

五　死亡した既支払者の死亡の年月日

六　請求者以外に法附則第三条第一項の規定により特別加算金の支給の請求を行うことができる者があるときは、請求者と当該請求者以外の者との身分関係

七　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

2　法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした者が当該請求をした後に死亡した場合において、請求者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出するものとする。

一　請求者の氏名及び住所並びに請求者と法附則第二条第三項の規定により特別加算金の請求をした後に死亡した者（以下この項及び次項において「死亡請求者」という。）との身分関係

二　死亡請求者の氏名及び生年月日

三　法附則第二条第三項の請求に係る死亡した既支払者の氏名及び生年月日

四　死亡した既支払者の基礎年金番号又は年金手帳の記号番号

五　支給を受けようとする特別加算金の計算の基礎となる給付等の年金証書の年金コード

六　死亡請求者の死亡の年月日

七　請求者以外に法附則第三条第一項の規定により特別加算金の支給の請求を行うことができる者があるときは、請求者と当該請求者以外の者との身分関係

八　払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号又は払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。ただし、これらの書類を機構に提出したことがある場合はこの限りでない。

一　死亡した既支払者（前項の場合にあっては、死亡請求者。次号において同じ。）と法附則第三条第一項の規定により未支給の特別加算金の支給を請求した者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の謄本若しくは抄本

二　死亡した既支払者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

三　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあっては、預金通帳の記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書

（提出書類の記載事項）

第二十八条　第二十五条第一項及び第二項、第二十六条第一項並びに前条第一項及び第二項の請求書には、提出の年月日を記載し、記名押印又は自ら署名しなければならない。

（特別加算金に関する通知）

第二十九条　厚生労働大臣は、特別加算金に関する処分を行ったときは、文書で、その内容を特別加算金の支給を受けようとする者に通知しなければならない。

附　則

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十二年四月三十日）から施行する。

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）の規定による保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する事務

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第三条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）の規定による保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の支給に関する事務